

# 『まちじゅうステージ』プロジェクト

= アイデア実施規約 =

## 1. 【名称】

本プロジェクトの名称は、まちじゅうステージプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）とします。

## 2. 【主催】

プロジェクト全体の主催は、豊橋まちなか会議（以下、「まちなか会議」という。）とします。

## 3. 【目的】

プロジェクトは、豊橋駅前エリアの将来のまちづくりに資すると共に、広場等の公共的空間の積極的な活用促進や空間活用の担い手育成を目的に行います。

## 4. 【チーム及び参加者の要件】

参加者とは、本規約に合意してプロジェクトに参加し、かつ次の各号について表明・確約できる者としません。また、チームとは参加者複数人で構成されるコンテンツを実施する集団とします。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
- 二 プロジェクトへの参加が、反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資するものでないこと
- 三 自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又は偽計又は威力を用いて業務を妨害し、信用を毀損する行為、その他これらに準ずる行為をしないこと
- 四 前三号の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出すること
- 五 第一号乃至第三号に反する事実が判明した場合には、速やかに参加を辞退すること、又は主催者は何らの告知を要せず、参加を中止させることができること若しくは参加を取消すことができること
- 六 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属している者若しくはこれらの者と取引のある者又はその他これらに類する団体に属している者若しくはこれらの者と取引のある者ではないこと
- 七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 項に定義される風俗営業及び同法第 2 条第 5 項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者ではないこと
- 八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。その後の改正を含む。）に定める犯罪収益等隠匿若しくは犯罪収益等收受を行い、若しくは行っている疑いのある者又はこれらの者と継続的に取引のある者ではないこと
- 九 公共の平和及び安全、社会の平穏その他地域の静穏を害する行為を行わないこと
- 十 実行委員会及び企画支援業に提出する申込書等について、虚偽の記載を行わないこと

## 5. 【実施場所】

プロジェクトの実施場所は、チームが希望し、まちなか会議と協議の上決定した場所とします。

- \* 協議の結果、チームが希望する実施場所でコンテンツを実施できない場合があります
- \* 当日の天候等により、実施場所の変更等をお願いする場合があります
- \* 実施場所の安全管理は、チームで責任を持って行ってください
- \* 行政の指導等により実施場所の移動や中止をお願いする場合があります

#### 6. 【プロジェクト開催及び各コンテンツの実施期間・時間】

プロジェクトの開催は、まちなか会議と協議の上、決定した期間・時間とします。

- \* コンテンツ実施期間中は必ず1人以上のスタッフを配置してください。
- \* 協議の結果、チームが希望する日程・時間にコンテンツを実施できない場合があります。
- \* 決定したコンテンツ実施期間にやむを得ず実施ができなくなった場合は、速やかにまちなか会議ご連絡ください。
- \* 天候や安全上の理由などにより、実施期間・時間の変更をお願いする場合があります。

#### 7. 【各コンテンツの実施承認】

コンテンツ内容は、まちなか会議に事業計画を提出し、承認を受けてください。

- \* コンテンツの承認後に大幅な変更があった場合、速やかにまちなか会議に相談の上、まちなか会議の変更承認を受けてください。
- \* 事前にまちなか会議の承認の無いコンテンツの実施が発覚した場合は、実施を取りやめていただく場合があります。
- \* 設置物等の保障が必要な場合は、チームがまちなか会議と相談の上、保険に加入してください。

#### 8. 【物販・飲食サービス提供の周辺への配慮】

物販・飲食サービスを伴うコンテンツを実施する場合は、事前に沿道店舗やまちなか会議と調整の上、地域の店舗と連携をしてください。また、物販・飲食で提供する商品等の提供内容は、まちなか会議に報告をしてください。

- \* 商品等や提供方法の報告後に大幅な変更があった場合、速やかにまちなか会議に相談の上、まちなか会議に変更の旨を改めて報告してください。
- \* 物販・飲食サービス提供を行う場合は、必ず生産物賠償責任保険に加入し、加入を証する書面の写しをコンテンツ実施前までに、まちなか会議に提出してください。
- \* 事前にまちなか会議に報告の無い商品等の提供が発覚した場合は、提供を取りやめていただく場合があります。

#### 9. 【飲食サービス提供の営業許可等の要件】

飲食サービス提供を行う場合は、「食品衛生責任者」の資格を保有するスタッフが現場に常駐してください。保健所への届出や必要に応じた事前協議などを行いその確認状況（議事録等）をまちなか会議に書面で報告してください。

- \* キッチンカーでの飲食サービスの提供は、現在実際に営業又は店舗営業を行っている愛知県の営業許可取得済みで消火器を備え付けた飲食販売キッチンカーに限り使用することができます。
- \* 露店の設置に際して、消防署への届け出が必要なものは、許可証の写しをまちなか会議に報告してくだ

さい。

#### 1 0. 【什器等の手配と安全管理及び維持管理】

コンテンツ実施に必要な機材等は、原則チームでご用意ください。什等の利用時は毎日、破損・不具合・異常の有無等の安全点検をしてください。また、緊急車両の進入がある場合、速やかに路上にあるテーブル・椅子等の移動を含め、お客様の安全並びに必要な導線の確保に努めて下さい。

- \* 什器使用期間中は、まちなか会議等から提供された什器等についても、チームにて安全管理、維持管理をしてください。
- \* 発電機を利用する場合、会場での燃料充填作業は厳禁とします。(燃料の給油は事前に発電機を停止させ、火気のない場所で行ってください)

#### 1 1. 【お客様への対応】

混雑時には、お客様の安全を確保するため整理要員を必ず配置してください。また、チームは、コンテンツ実施時に発生した事故や苦情に対し、責任を持って誠実に対応してください。

#### 1 2. 【PR としての利用】

プロジェクト中のチームおよび参加者によるプロジェクトに関するPR活動を認めます。開催現地等で企業や個人のPR活動を行う場合は、内容及び方法(看板・ポスター・チラシ等)について事前にまちなか会議に相談してください。

- \* 企業や個人のPR活動は、当プロジェクトの一環とみなされる内容に限り承認できます。

#### 1 3. 【知的財産権侵害の防止】

コンテンツの内容は、第三者の有する著作権(著作者人格権を含む。以下「著作権等」という。)を侵害しないものとしてください。

- \* 第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じてください。
- \* 参加者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務方法等を使用するときは、法令に則りその使用に関する一切の責任を負うこととなります。

#### 1 4. 【個人情報の取扱いについて】

当プライバシーポリシーで定義する個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という)第2条各号に定める意味を有します。

- \* プロジェクトへの参加により得られた個人情報は、まちなか会議がプロジェクトを遂行するための範囲内で利用し、保管期間は当該個人情報を収集したコンテンツ終了日より1年とします。
- \* まちなか会議で管理する個人データは、プロジェクトの達成に必要な範囲内においてその取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合があります。第三者に委託する場合には、個人情報の適切な管理が図られるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

#### 1 5. 【その他】

- \* 本規約に違反するか、若しくはまちなか会議がプロジェクトとしての実施に相応しくないと判断した場合には、期間前・期間中に拘わらず直ちに実施を取りやめていただく場合があります（その際、参加者はまちなか会議に対し賠償を一切請求できません。また、造作等がある場合においても費用の負担や買い取りを請求できません。）
- \* プロジェクト開催中は、まちなか会議及び関係行政の指示に従って下さい
- \* プロジェクト参加者以外のコンテンツ実施は一切認められません
- \* コンテンツ実施によりゴミが発生する場合には、ゴミ箱を設けて周辺美化に努め、集めたごみはチームで責任を持って処分してください
- \* 盗難事故等による損害は、チーム及び参加者自らの責任で対処するものとし、まちなか会議に対しては賠償請求できません
- \* チーム及び参加者の過失によってまちなか会議又は第三者に損害・迷惑を与えた場合は、チーム及び参加者にて一切を賠償してください
- \* 天災等不可抗力による損害が発生した場合には、まちなか会議は一切の責任を負いません。
- \* 本要項に記載のない事項については、まちなか会議の指示に従ってください

以上